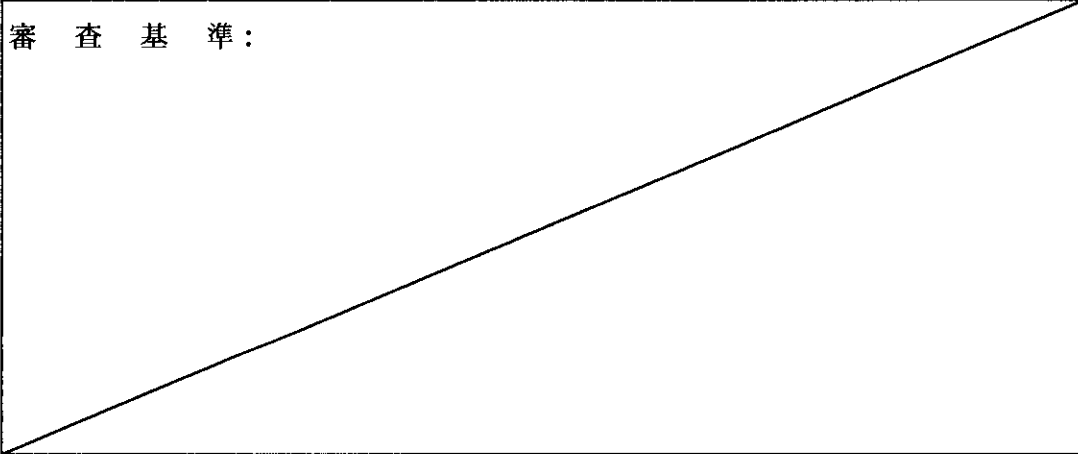


審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第20条第10項において準用する第9条第1項
処 分 の 概 要：遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第4項（承認の基準）、第20条第10項において準用する第9条第2項 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条11号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第9条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第20条（変更の承認の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（平成18年4月24日 警察庁生活安全局）第11の8及び第16の7を参照すること。